

# 税金の話

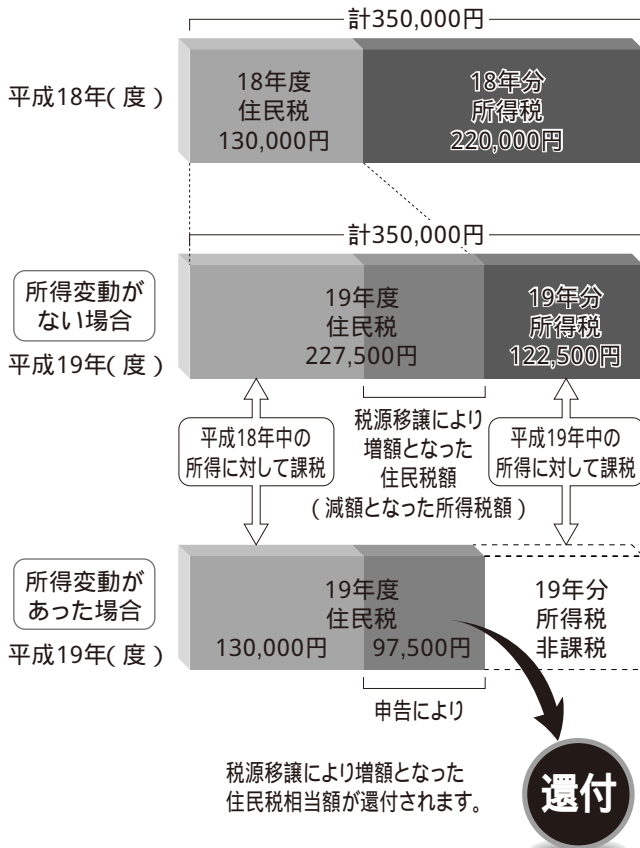
## 平成19年に所得が減り、 所得税が課せられなくなった方へ

税源を国から地方へ移す税源移譲による町県民税と所得税の税率は、「町県民税 + 所得税」の税負担が変わらないように変更されました。しかし、平成19年に所得が減って所得税が課せられなくなった方は、町県民税のみが増額となるためすでに納付済みの平成19年度分の町県民税額から税源移譲により増額となった町県民税相当額を還付します。

この措置の適用を受けるには、平成20年7月1日から31日までに、平成19年1月1日現在に住んでいた市区町村へ「平成19年度町県民税減額申告書」を提出してください。

この措置は、平成19年分の所得税が課せられない程度の所得となった方を対象としていて、所得税の住宅ローン控除の適用などにより、平成19年分の所得税が課せられない場合は対象となりません。

問い合わせ先 税務課住民税係 ☎(48)1111(内302・220)



### 所得変動のモデルケース 夫婦 給与収入500万円の場合

平成18年、19年ともに給与収入500万円の場合 (単位:円)

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	還付されます!!
住民税	130,000	227,500	
合計	350,000	350,000	

平成18年給与収入500万円、平成19年所得なしの場合

	平成19年(度) 所得なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止されたなどの影響があります。均等割額は除いてあります。

Q 平成19年中に死亡した場合や、海外勤務で平成19年中から平成20年中まで国内にいなかった場合には、住民税の還付の措置は適用されますか。

A この措置は、平成19年度分と平成20年度分の住民税の課税所得を比較して、所得が減った方への配慮として設けられました。平成20年度分の住民税の納税者とならない場合には適用されません。

各地区で開催される盆踊り大会や、八月十六日に開催する「あぐいふれあい盆踊りの夕べ」で踊る盆踊りの講習会を阿久比町翁菊民踊研究会の指導で行います。

中央公民館南館ホール  
日 時 七月三日(木)、八日(火)  
十日(木)、十二日(土)  
午前十時～正午

勤労福祉センター(エスぺランス丸山)  
日 時 七月二十日(日)  
午後七時～午後九時

問い合わせ先 社会教育課公民館係  
☎(48)1111(内260)



盆踊り講習会に  
参加しませんか